## JR東海労ニュース

№2480 2020年3月10日 IR東海労働組合



## 過日、JR東海のとある職場での勤務作成担当の助役と社員の会話

社員:もしもの話ですが、今、私が37.5℃以上の発熱があると会社に連絡したらどうなりますか?。国の方針では発熱などの症状がでたら自宅で静養となっていますが、自宅で静養していて2~3日で熱が引いたら今までの様に病院に行った領収書や薬を買ったレシートなどが出せません。この場合どうなりますか?

助役:?、そうですねええ・・。

社員: 年休で休むにしても、3月で年休が残っていない社員もいるし、年休

を使いたくないから出勤します、といったらどうなりますか?

助役:それは困りますうううう・・・!。

## 現場の助役さんも困っちゃってますね!

JR東日本では新型コロナウイルス関連の流行を早期に収束させ、社員等が安心して働ける環境を整えるため、当面、就業規則の一部に特例を設けるとしています。風邪症状が軽度で自宅で安静・静養をしていた場合、「医師の診断書等の提出ができないため、書類の提出を省略できることとする」などと、特例扱いを設けました。

JR東海の社員も、自分や子どもの感染不安や、休んだときの勤務認証、あるいは管理者からどんな指示がされるのか、賃金はどうなるのか、など不安を抱えて日々の業務に携わっています。会社は社員の不安を払拭するために、速やかに具体的な扱いを現場へ示すべきです。

上記の会話のように、現場で勤務操配する助役さんも社員の 素直な質問に答えられず、困っていますよ!!